

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）
第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）
第19条の規定に基づき、フレックスタイム制勤務に関する達を次のように定める。

平成30年4月1日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

沖縄防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達

改正 令和5年9月11日沖縄防衛局達第6号

（趣旨）

第1条 この達は、沖縄防衛局の職員におけるフレックスタイム制勤務（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第2条第8項から第19項まで及び第24項並びに第25項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第9条第3項から第7項まで及び第11項の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めによる勤務をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通則）

第2条 沖縄防衛局の職員におけるフレックスタイム制勤務の実施については、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）、事務官等訓令及び自衛官訓令、その他の法令等で定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（勤務時間の割振り又は日課の定め）

第3条 規則第44条第5項若しくは第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第6項の適用を受ける自衛官（以下「フレックスタイム制適用隊員」という。）に対する勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「勤務時間の割振り等」という。）については、適切な公務の運営の体制を確保しつつ休暇承認者（沖縄防衛局の職員の勤務時間の管理等に関する達（平成19年沖縄防衛局達第33号）第2条に規定する休暇承認者をいう。以下同じ。）が行うものとする。

（標準勤務時間）

第4条 フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定め（基準等について（防人計第7492号。令和5年3月31日。以下「基準通知」という。）の第1第8項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、8時30分から17時15分までとする。
2 前項における標準休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

（コアタイム及び休憩時間）

第5条 フレックスタイム制適用隊員のコアタイム及び月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、次の表に定める「コアタイム」欄及び「休憩時間」欄のとおりとする。

フレックスタイム制適用隊員の区分	一日の最短勤務時間数	勤務時間及び日課		休憩時間	休養日及び週休日
		コアタイム	フレキシブルタイム		
一般隊員 (規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官をいう。)	2時間	1300～1500	0500～1200、 1500～2200	おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間の後に30分以上置くこと。(※)	日曜日及び土曜日
育児介護職員 (規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項の適用を受ける自衛官をいう。)		1300～1500	0500～1200、 1500～2200		日曜日及び土曜日。申告がある場合は上記以外に1日。

※ 隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、連続する正規の勤務時間が6時間30分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

(単位期間)

第6条 沖縄防衛局におけるフレックスタイム制勤務の単位期間の開始日は平成30年4月23日とする。

2 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官（以下「育児介護適用隊員以外の隊員」という。）のフレックスタイム制勤務の一の単位期間は4週間とする。

3 前項における単位期間は、直前の単位期間が終了した日の翌日から起算した4週間とする。

4 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項の適用を受ける自衛官（以下「育児介護適用隊員」という。）のフレックスタイム制勤務の単位期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち育児介護適用隊員が選択する期間とする。

(申告等)

第7条 隊員のフレックスタイム制勤務に係る申告等については、基準通知別紙様式第2から別紙様式第8に定める状況届、状況変更届及び申告・割振り簿により、次の各号に掲げる隊員の区分に応じて、当該各号に定める期日までに休暇承認者へ申告するものと

する。

(1) 育児介護適用隊員以外の隊員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り2週間前までに申告するものとする。

(2) 育児介護適用隊員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り1週間前までに申告するものとする。

(3) 特別の事情により第1号及び前号に規定する期日までに申告ができなかった自衛官以外の隊員又は自衛官

できる限り速やかに申告するものとする。

2 フレックスタイム制適用職員が、基準通知第1第11項第1号の規定により割り振られた勤務時間又は定められた日課を変更するときは、変更しようとする日の前日までに、申告・割振り簿により休暇承認者へ申告するものとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月11日沖縄防衛局達第6号)

この達は、令和5年9月11日から施行する。